

○ 市町村サービス一覧【那賀町】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したのから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	町営住宅入居申し込み	町営住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、世帯の収入を証明する書類が必要	○		住民課	0884-62-1194	
2	おためし住宅入居申し込み	おためし住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示（住民票提出の場合有）	○		みらいデジタル課	0884-62-1184	
3	那賀町結婚新生活支援事業	パートナーとの新生活を始めるにあたり、必要となるコスト（家賃、引っ越し費用等）を補助（2人が共に29歳以下であれば上限60万円、39歳以下であれば上限30万円。所得制限あり）	パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの提示のほか、世帯の収入を証明する書類が必要	○		すこやか子育て課	0884-62-1150	
4	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報を提供する。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		防災課	0884-62-1183	